

長崎県における建築確認申請等の電子申請について

令和 8 年 10 月
長崎県土木部建築課

令和 8 年 10 月 1 日より、一般財団法人建築行政情報センター（以下 ICBA という。）が提供している「電子申請受付システム」（以下、ICBA-DS という）を導入し、建築基準法に基づく一部の手続きの電子申請が可能となります。

1. 電子申請の方法

電子申請の受付は、[ICBA-DS（外部サイトヘリンク）](#)を使用します。

※システムを利用するためには、アカウントの新規登録が必要です。

※操作説明については、[ICBA の HP（外部サイトヘリンク）に掲載の電子申請受付システム操作説明書（申請者向け）](#)をご確認ください。

※手数料の納付は、ICBA-DS ではできません。[3. 手数料の納付方法](#)に沿って、長崎県電子申請システムにより納付をお願いします。

2. 電子申請の対象手続き

長崎県が所管する区域（長崎市、佐世保市、大村市※、五島市※以外）のうち、以下のものは、電子申請が可能となります。また、引き続き、窓口での書面による申請も可能です。

＜電子申請の対象手続き等＞（令和 8 年 10 月現在）

手続き	対象の規模
・確認申請及び計画通知 ・計画変更確認申請及び計画変更通知 ・中間検査申請 ・完了検査申請及び工事完了届出（用途変更） ・軽微な変更届 ・建築基準法施行細則第 3 条（第 4 条）の規定による届出書	・建築物：構造計算による安全性の確認を行っていない建築物（建築基準法第 20 条第 1 項第 4 号に該当する建築物で、同号ロによる構造計算を行わないもの） ・昇降機：すべての昇降機 ・工作物：法第 88 条第 2 項を除く工作物

※：大村市、五島市内の次の建築物については、各市が所管しています。ただし、許可を伴う場合には、県の所管となる場合もあります。

[長崎県内の特定行政庁・建築主事の所管区域について（県 HP）](#)

建築物

- ・建築基準法第 6 条第 1 項第二号の建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が 3 以上であるもの、延べ面積が 300 平方メートルを超えるもの及び高さが 16 メートルを超えるものを除く。）
- ・法第 6 条第 1 項第三号に掲げる建築物

工作物※上記の【建築物】の敷地内に築造されるものに限る。

- ・煙突：6m 超 10m 以下
- ・広告塔等：4m 超 10m 以下
- ・擁壁：2m 超 3m 以下

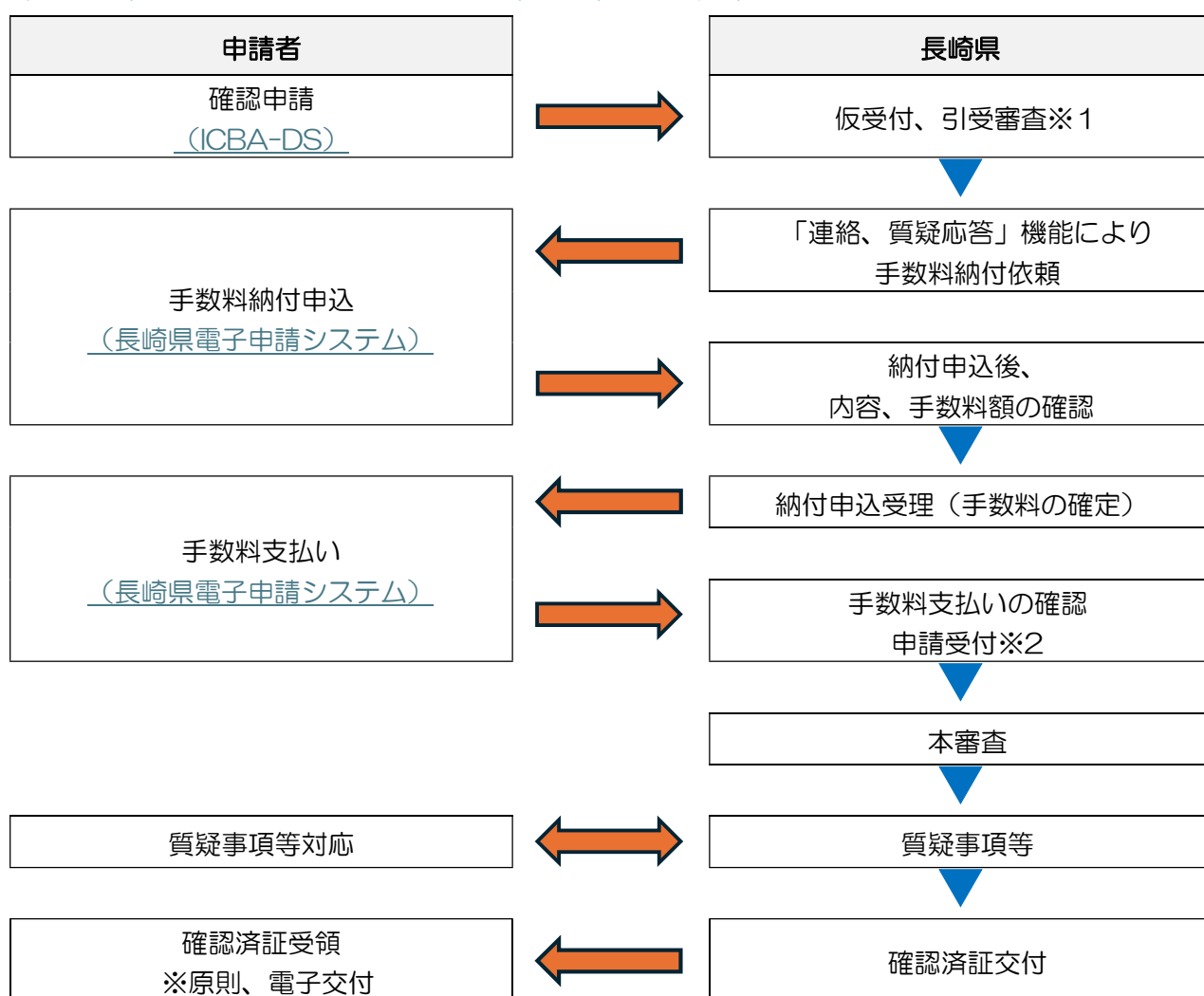
3. 手数料の納付方法（長崎県電子申請システム）

長崎県電子申請システムでの支払いをお願いします。

電子申請システムでの支払いの操作方は[県ホームページ「電子申請システムでの支払いの操作」](#)をご確認ください。

- 納付方法は、クレジットカード、PayPay、d払い、au PAY、コンビニ決済による支払いができます。
- 手数料の納付依頼は、ICBA-DSの「連絡・質疑応答」によりお知らせしますので、その後納付してください。
- 手数料の納付先は申請建築物等の所在地により異なります。所管の振興局を選択し、申請してください。[長崎県内の特定行政庁・建築主事の所管区域について（県HP）](#)
- 電子申請システムを利用して納付された場合、領収書は発行されません。納付完了メール又はシステムの「申込詳細画面」でご確認願います。

4. 電子申請における手続きの流れ（確認申請の場合）



※1 引受審査について…申請された翌日から3開庁日程度の引受審査期間をいただきます。引受審査完了後、引受の可否、手数料支払いについて連絡させていただきます。

※2 申請受付について…建築基準法第6条第4項に掲げる「受理した日」は、県において手数料の納付を確認した日となります。電子申請を提出した日ではありませんので、ご注意ください。なお、閉庁日や勤務時間外の申請書の提出又は手数料の納付については、翌開庁日が「受理した日」になります。

5. 確認済証等への押印について

確認済証等への建築主事等印の押印は、令和8年10月1日から廃止しました。

なお、電子申請された案件への確認済証の交付方法は、原則電子交付とします。（電子申請受付システムにアップロードします。）

6. 副本の返却について

ICBA-DS に保存されたデータを申請者がダウンロードすることをもって、副本の返却とします。書面による返却を希望される場合は、従来どおり、窓口での書面による申請をお願いいたします。

7. 提出書類について

電子申請の場合の提出書類は以下のとおりです。データは基本的に **PDF 形式** としてください。

提出書類	留意事項
・申請図書、図面	・図面サイズは A3 版以下としてください。 ・確認申請書の内容は、システムに直接入力しますので、確認申請書の添付は不要です。 ・ファイル名で図面の内容がわかるようにしてください。また、原則 1 ファイル 1 図面としてください。 （例）番号は 01～ ・A-01_付近見取図 ・A-10_平面詳細図 ・S-05_木造壁量計算表 など
・委任状（任意様式）	・建築主の押印が必要です。
・建築計画概要書（第三面）	・第三面の付近見取図・配置図のみ添付してください。
・建築工事届	・EXCEL 形式で添付してください。
・その他添付図書	・省エネ適合判定通知書 ・盛土規制法への適合を示す図書 など建築基準関係規定への適合を示す図書を添付してください。
・浄化槽設置届	・浄化槽設置届出書、法定検査依頼書、誓約及び承諾書、添付図書を 1 つのファイルに結合してください。